

## 奨学生であった皆様へ

本学での学業を終えられ、お元気でご活躍のことと存じます。

在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、日本学生支援機構からの通知によりますと、例年、最初の引き落としができない方がいるそうです。

最初の引き落としができないと、延滞となり、その後の返還が困難となる恐れがあります。

そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて《注意喚起》のために、お知らせをしています。

返還金は、届け出た口座から、きちんと引き落とされているでしょうか。  
あるいは、口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、今すぐ《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。ご相談の際には、奨学生番号が必要です。お知らせください。

なお、すでに返還していたり、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続等は必要ありません。

奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

《日本学生支援機構相談窓口》 電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話・IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>